

◎ 新 旧 対 照 条 文
国民健康保険条例参考例 (抄) (本則関係)

(普通徴収に係る保険料の前納に係る納期)	改 正 後
<p>第二十条の二 前条第一項の規定にかかるわらず、地方税法第三百十八条の規定により個人の市（区、町、村）民税（市町村民税）の賦課期日とされている当該年度の初日の属する年の一月一日に日本国内に住所を有していなかつた者が世帯主となつてゐる世帯（以下「世帯主が一月一日に日本国内に住所を有していなかつた世帯」という。）においては、普通徴収に係る保険料の納期は、前条第一項に掲げる第一期とする。ただし、市（区、町、村）長（管理者）は、当該世帯において特別の事情があると認める場合においては、当該世帯における普通徴収に係る保険料の納期は、前条第一項に掲げる納期とする。</p> <p>2 前条第二項の規定にかかるわらず、世帯主が一月一日に日本国内に住所を有していなかつた世帯において、次条の規定により保険料額の算定を行つたときは、普通徴収に係る保険料の納期について、前条第一項に掲げる期間のうち、当該算定を行つた日の翌日以降を始期とする期間で最も早く到来するもの又は当該期間よりも早い期間を納期と定め、これを通知しなければならない。ただし、市（区、町、村）長（管理者）において、当該世帯において特別の事情があると認める場合は、当該世帯に係る普通徴収に係る保険料の納期について、前条第二項の規定に基づきこれを定め、通知するものとする。</p>	<p>(新設)</p>
	改 正 前

(傍線部分は改正部分)

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和八年四月一日から施行する。
(経過措置)

第二条 この条例による改正後の第二十条の二の規定は、令和八年度以後の年度分の保険料について適用し、令和七年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。